使用料改定のお知らせ

他の施設の料金など詳しくはこちら

Q１　いつからですか？

A１　**令和8年4月1日**です。

Q２　対象の施設はどこですか？

A２　次の施設です。

立山市民運動場	長崎市営ソフトボール場	東望山運動場	長崎東公園運動場
田中町ソフトボール場	香焼総合公園運動場	元宮公園運動場	外海総合公園運動場
岳路運動公園運動場	琴海北部運動公園運動場	琴海中部運動公園運動場	琴海南部運動公園運動場

Q３　金額はどうかわりますか？

A３　（施設の料金）

改正前（現在）	改正後
2時間　356円	**1時間**　350円

（夜間照明設備の料金）

改正前（現在）	改正後
2時間　1,927円	**1時間**　1,240円

※現在は2時間単位での予約・利用ですが、改正後は1時間単位での予約・利用が可能になります。

Q４　なぜ使用料をあげるのですか？

A４　原則として、有料施設の維持管理に必要な費用（コスト）は、受益者（利用者）の使用料で賄うこととしておりますが、現在は施設の維持管理に必要な費用（コスト）を使用料で賄うことができず、不足する費用は市民の税金で補ってます。そのため、**受益者（利用者）による負担の原則**に基づき、使用料の改正を行います。**皆様のご理解をお願い申し上げます。**

令和6年度の実績で見ると、、、

施設の維持の費用（コスト）37,847千円
（人件費、修理費、委託費、電気代等）

赤字（不足額）35,498千円
（税金による補てん）

使用料収入2,349千円
（利用件数2,860件）

改定により、赤字部分の一部を利用者（受益者）にご負担いただきます。

受益者による負担の原則とは？

『**税金から補う**』ということは、施設を使わない人を含めた**すべての市民で負担する**ということです。
施設を利用する人と利用しない人の公平性を確保（左図の黄色と赤色の割合を是正）するために使用料を改定いたします。

（問い合わせ先）長崎市土木総務課
☎　095-829-1162（直通）

使用料改定のお知らせ

他の施設の料金など詳しくはこちら

Q１　いつからですか？

A１　**令和8年4月1日**です。

Q２　対象の施設はどこですか？

A２　次の施設です。

長崎市営ラグビー・サッカー場

Q３　金額はどうかわりますか？

A３　（施設の料金）

区分	改正前（現在）	改正後
一般	**2時間**　3,142円	**1時間**　1,650円
小中高生	**2時間**　1,571円	

（夜間照明設備の料金）

改正前（現在）	改正後
2時間　11,314円	**1時間**　6,470円

※小中高生は一般に統一します。
※現在は2時間単位での予約・利用ですが、改正後は1時間単位での予約・利用が可能になります。
※入場料等を徴収する場合は、表記金額の2倍の金額が使用料となります。

Q４　なぜ使用料をあげるのですか？

A４　原則として、有料施設の維持管理に必要な費用（コスト）は、受益者（利用者）の使用料で賄うこととしておりますが、現在は施設の維持管理に必要な費用（コスト）を使用料で賄うことができず、不足する費用は市民の税金で補ってます。そのため、**受益者（利用者）による負担の原則**に基づき、使用料の改正を行います。**皆様のご理解をお願い申し上げます。**

令和6年度の実績で見ると、、、

施設の維持の費用（コスト）8,187千円
（人件費、修理費、委託費、電気代等）

使用料収入4,102千円
（利用件数1,494件）

赤字（不足額）4,085千円
（税金による補てん）

改定により、赤字部分の一部を利用者（受益者）にご負担いただきます。

受益者による負担の原則とは？

『**税金から補う**』ということは、施設を使わない人を含めた**すべての市民で負担する**ということです。
施設を利用する人と利用しない人の公平性を確保（左図の黄色と赤色の割合を是正）するために使用料を改定いたします。

（問い合わせ先）長崎市土木総務課
☎　095-829-1162（直通）

使用料改定のお知らせ

他の施設の料金など詳しくはこちら

Q１　いつからですか？

A１　**令和8年4月1日**です。

Q２　対象の施設はどこですか？

A２　次の施設です。

長崎市営庭球場

Q３　金額はどうかわりますか？

A３　次のとおりです。

区分	改正前（現在）	改正後
一般	**2時間**　1,047円	**1時間**　700円
小中高生	**2時間**　523円	
夜間照明設備	**1時間**　410円	**1時間**　500円

※小中高生は一般に統一します。

※現在は2時間単位での予約・利用ですが、改正後は1時間単位での予約・利用が可能になります。

Q４　なぜ使用料をあげるのですか？

A４　原則として、有料施設の維持管理に必要な費用（コスト）は、受益者（利用者）の使用料で賄うこととしておりますが、現在は施設の維持管理に必要な費用（コスト）を使用料で賄うことができず、不足する費用は市民の税金で補ってます。そのため、**受益者（利用者）による負担の原則**に基づき、使用料の改正を行います。**皆様のご理解をお願い申し上げます。**

受益者による負担の原則とは？

『**税金から補う**』ということは、施設を使わない人を含めた**すべての市民で負担する**ということです。**施設を利用する人と利用しない人の公平性を確保**するために使用料を改定いたします。

(問い合わせ先) 長崎市土木総務課
☎　095-829-1162 (直通)